

高圧ガス保安法に基づく事務の指定都市への移譲について

神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「第5次地方分権一括法」という。）により、これまで神奈川県知事が行ってきた、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づく許認可等の事務の一部が、平成30年4月1日から、指定都市の長（横浜市長、川崎市長、相模原市長）に移譲されます。

また、事務の移譲に伴い、申請・届出窓口が変更となりますので、お知らせします。

1 事務ごとの移譲の取扱い

神奈川県知事が行っていた事務のほとんどは、次の（1）に掲げる事務であり、法第79条の3の規定に基づき、事業所が所在する区域によって、指定都市の長に移譲されます。

ただし、ごく一部の事務（（2）及び（3）で掲げた事務）はこの例外となりますので、事業所ごとに御確認をお願いいたします。

（1）高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等に係る事務（法第79条の3関係）

<該当する事務>

○法第2章で定められる事務

- ・高圧ガス製造事業に係る許可、届出の受理、変更許可、完成検査 等
- ・高圧ガス貯蔵に係る許可、届出の受理、変更許可、完成検査 等
- ・高圧ガス販売事業の届出の受理、特定高圧ガス消費事業の届出の受理 等

○法第3章で定められる事務（※一部除く）

- ・危害予防規程の届出受理（法第26条第1項）
- ・保安統括者等選解任の届出受理（法第27条の2第5項、第6項）
- ・特定施設の保安検査（法第35条第1項）
- ・許可の取消し（法第38条）、緊急措置命令（法第39条） 等

※第3章の事務のうち、高圧ガス免状の交付や試験関係の事務は移譲されません。

○その他の主な事務

- ・報告の徴収（法第61条第1項）
- ・立入検査（法第62条第1項）
- ・事故届書の受理（法第63条）

<上記事務に係る4月1日以降の担当窓口>

- ① コンビナート地域内（※表1の地区が該当） : 県（継続）
- ② ①以外の指定都市内（横浜、川崎、相模原市） : 各指定都市（変更）
- ③ ①、②以外の神奈川県内 : 県（継続）

※液化石油ガス法に規定する供給設備、消費設備、貯蔵施設、充てん設備等に係る報告徴収、立入検査、事故届書の受理は法に基づく事務ですが、これらの事務は区域に関わらず、引き続き県知事が行います。詳細は図2を御覧ください。

表1 コンビナート地域に該当する地域（コンビナート等保安規則別表第1の地域）

川崎市川崎区（浮島町、殿町三丁目、小島町、田町三丁目（神奈川臨海鉄道株式会社浮島線以南の区域に限る。）、千鳥町、塩浜三丁目（日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。）、塩浜四丁目（日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。）、夜光一丁目から夜光三丁目まで、水江町、池上新町三丁目（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。）、池上町（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。）、扇町、浅野町、南渡田町、大川町、白石町、田辺新田及び扇島（川崎市と横浜市との境界線以東の区域に限る。）の区域に限る。）

横浜市鶴見区（安善町（東日本旅客鉄道株式会社鶴見線以南の区域に限る。）、扇島（川崎市と横浜市との境界線以西の区域に限る。）、末広町、大黒町、生麦一丁目及び生麦二丁目の区域に限る。）

横浜市神奈川区（宝町、恵比須町及び守屋町四丁目（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。）の区域に限る。）

横浜市中区（豊浦町及び千鳥町の区域に限る。）

横浜市磯子区（鳳町、新磯子町及び新森町の区域に限る。）



図1 コンビナート地域の範囲（赤色部分）

※ 上の地図は、一部の境界線が正確に示されていません。判断に当たっては必ず表1を参照し、正確な地番と境界線を確認してください。

※ 図1の著作権は神奈川県と株式会社パスコに帰属します。

※ 再掲載・転載を禁止します。

第5次地方分権一括法への対応について

高圧ガス保安法の目的規定

第1条 この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的とする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の目的規定

第1条 この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

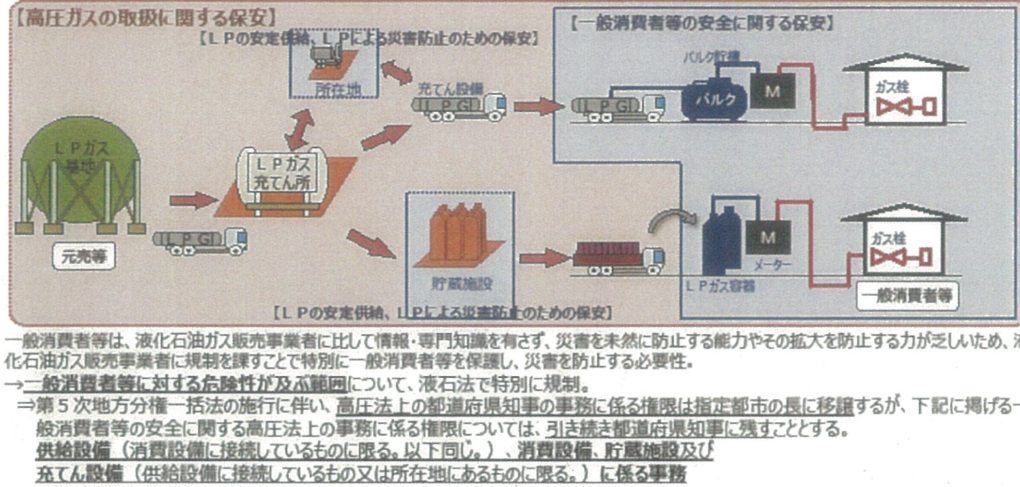


図2 引き続き県知事が所管する液化石油ガス法適用設備（経済産業省作成）

※ 液化石油ガス法適用設備のうち、上図の青色で示した範囲は、指定都市内であっても引き続き県知事が所管します。

(2) 容器及び附属品に係る事務

（法施行令（以下「令」という。）第18条第2項2号から8号関係）

<該当する事務>

- ・内容積500リットル以下の容器に関する特別充てんの許可（法第48条第5項）、容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更（法第54条第1項、第2項）
- ・容器検査所の登録及び登録の更新（法第49条第1項、第50条第3項）

<上記事務に係る4月1日以降の担当窓口>

- 指定都市内（横浜、川崎、相模原市）：各指定都市（変更）
- 上記以外の神奈川県内：県（継続）

(3) 指定検査機関に係る事務（令第18条第1項関係）

<該当する事務>

- ・神奈川県内のみで業務を行う指定検査機関（保安、完成、輸入）の指定の事務

<上記事務に係る4月1日以降の担当窓口>

- 神奈川県全域：県（継続）

(4) まとめ

上記(1)から(3)の概要を表にまとめると以下のとおりとなります。

表2 該当事務及び地域等ごとの平成30年4月1日以降の担当機関

対象地域・施設 【根拠条項】	・コンビナート地域内 【令22条第1号、政令関係告示】 ・液化石油ガス法の充填設備等 【令22条第2～5号】	左記を除く 指定都市 域内	指定 都市 域外
該当事務 【根拠条項】			
・第2章の事務 ・第3章の事務 (免状・試験関係を除く) ・報告徴収、立入検査、事 故届の受理等の事務 【法79条の3】	県 (継続)	指定都市 (変更)	県 (継続)
・第4章第1節の容器及び 附属品に係る事務 【令18条2項2～8号】	指定都市 (変更)	指定都市 (変更)	県 (継続)
・輸入検査機関等の指定 【令18条第1項】 ・免状・試験等に係る事務 【令18条第2項第1号】	県 (継続)	県 (継続)	県 (継続)

2 県が行った許可等に係る取扱い

第5次地方分権一括法附則第6条等により、これまでに県が行った許可等の処分は、平成30年4月1日以降、指定都市が行ったものとみなされます。

したがって、設備の変更等がない限り、改めて指定都市に許可申請等を行う必要はありませんが、コンビナート地域外の指定都市域で事業を行う第一種製造者は、危害予防規程の変更届出が必要になる場合がありますので、御注意ください。

3 問合せ窓口の紹介

各指定都市の問合せ窓口は次のとおりです。

年度当初の許可申請、保安検査、完成検査を予定される事業者は、申請方法や手数料の納付方法等について、お早めに御確認をお願いします。

(1) 横浜市

横浜市消防局予防部保安課 電話：045-334-6407
(横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 保土ヶ谷区総合庁舎5階)

(2) 川崎市

川崎市消防局予防部危険物課 電話：044-223-2758
(川崎市川崎区南町20-7 消防局庁舎7階)

(3) 相模原市

相模原市消防局予防課 電話：042-751-9136
(相模原市中央区中央2-2-15 消防指令センター4階)